

基安労発第 1109001 号

平成 17 年 11 月 9 日

都道府県労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働衛生課長

(公印省略)

平成 17 年度における産業医共同選任事業の効果的な実施の促進について

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業（産業医共同選任事業）は、労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）への補助事業として実施しているところであるが、同事業の効果的な実施を図る観点から、平成 16 年 6 月 4 日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004 について」に基づき、同事業の成果目標を「事業終了後に引き続き産業医等による産業保健活動を継続する事業場割合を 80%以上とする。」こととしたところである。同事業終了後も産業保健活動が継続されることは小規模事業場の労働者の健康確保上重要なことであり、当該事業場が産業医に相当する医師を引き続き選任することが望ましいが、医師への依頼等行わない場合であっても、地域産業保健センターを活用する等により何らかの取り組みを継続するようにすることが必要である。

機構においては、これらのことを踏まえ、都道府県産業保健推進センターを通じ、同事業対象事業場に対しさらに産業保健活動に係る理解の促進、意識の醸成等を図るよう取り組みを強化することとしているところであるが、貴局においてもこの趣旨を理解し、地域産業保健センターに対して、必要な場合このような事業場を登録事業場とするよう連絡するなど、同事業の効果的な実施の促進のために都道府県産業保健推進センターとの連携を図るよう配慮されたい。